

## 国際ワーキンググループにおける論点

基本問題・計画専門調査会  
国際ワーキンググループ

### I. 現状認識（施策の進捗状況）

我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進。諸外国では、男女共同参画施策が大きく進展している例もある一方、我が国においては女子差別撤廃委員会の最終見解に指摘されているように多くの課題がある。とくに最終見解では、2年間のフォローアップ項目等があり、緊急の改善策が必要。第3次基本計画でも対応を明記する必要がある。

#### 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

- ・ 2008年4月に国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回政府報告が2009年7月、女子差別撤廃委員会で審議され、同年8月、女子差別撤廃委員会が最終見解公表。国連自由権規約委員会の最終見解も2008年10月末に公表され、男女共同参画の課題を指摘。
- ・ 毎年開催される国連婦人の地位委員会（CSW）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP・2009年11月）等国連における会合への出席・対応。

#### 2 男女共同参画の視点に立った国際的貢献

- ・ WID イニシアティブ（1995年）から GAD イニシアティブ（2005年）に基づいたジェンダー主流化に向けた ODA の実施。
- ・ 安保理決議 1325（2000年採択）を支持。また、安保理決議 1820（2008年採択）、1888 及び 1889（2009年採択）の共同提案国に。

#### 3 対外発信機能の強化

- ・ 男女共同参画に関する日本の取り組みの積極的紹介や、各国との連携に向けた東アジア男女共同参画担当大臣会合の創設（2006年6月）。
- ・ 女性に関する ASEAN+3 会合や APEC 等への出席・対応。

### II. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点

#### 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

- 1) 女子差別撤廃条約の遵守や女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009年8月公表）の国内施策における実行や周知徹底。
  - 女子差別撤廃委員会最終見解には法的拘束力はないものの、条約の積極的遵守

の観点から、国内施策における実現に向けた努力を行う。

- 国内施策における実行体制として、男女共同参画会議のイニシアティブが必要。
- 女子差別撤廃条約選択議定書の批准へ向けた検討等、最終見解の勧告を可能な限り第3次男女共同参画基本計画に盛り込む。特に、フォローアップ項目とされている民法改正及び暫定的特別措置の実施に関しては、優先的に取り組む。

2) 「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」の国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等の国内における実行。

- 女子差別撤廃条約のみならず、自由権規約等、男女共同参画の視点を含む他の人権条約最終見解の国内施策における実現に向けた努力を行う。
- 第1回世界女性会議（1975年 メキシコシティ）以降、国連の動きにあわせて日本の男女共同参画が進展してきた経緯を踏まえ、2010年の国連婦人の地位委員会「北京+15」の成果文書を踏まえた国内施策の実行を努力。
- 暫定的特別措置の実施。

3) 上記条約、最終見解、国際規範・基準、議論等、国際的な取組みを、国民のあらゆる年代層に届ける。

- 条約等の積極的遵守の観点から、国際法教育・人権教育の充実。
- 管理職公務員に対する人権研修の充実。
- 論説委員を含むメディアへの周知。
- 国際的視野に立ったジェンダー研究・教育の充実。

4) 上記条約や最終見解等の実施状況に関する評価基準や監視体制の確立。

## 2 男女共同参画の視点に立った国際的貢献

1) 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム・プロジェクトの効果的な実施。

- ODA における人間の安全保障・男女共同参画の視点の反映の徹底（気候変動や貧困の女性化への対応等）。特に、ミレニアム開発目標達成に向けた取組みの実施。
- ODA 大綱、国別援助計画等への男女共同参画の視点の反映。
- GAD イニシアティブの効果的な実施。
- 人身取引被害者・移民女性等への対応。
- 開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化支援。
- ODA 実施機関・政策決定機関のジェンダー主流化。
- 女性と平和構築に向けた安保理決議 1325、1820、1888、1889 号の効果的な実施。

- 2) 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力。
- 3) 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム等の実施に関する評価基準や監視体制の確立。

### 3 対外発信機能の強化

- 1) 国際社会への日本の取組みの効果的発信
  - 国際会議の活用－APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合、国連婦人の地位委員会（CSW）、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）会合、東アジア男女共同参画担当大臣会合、女性に関する ASEAN+3 委員会会合、欧州連合（EU）等における我が国の取組みのアピール。
  - 女子差別撤廃条約締約国として、戦略的対応の必要性。
  - 防災と女性等日本の特徴を活かしたテーマの対外発信。
- 2) 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力。
  - NWEC、JICA、アジア学術会議等の活用。
  - NGO との連携の強化。

### 4 各WG共通論点

- 風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組み
  - 若年層への人権教育・多文化教育の実施。
  - 日本への留学生に対する日本の男女共同参画施策の普及。
  - 男性メディアへの働きかけ。
  - 他国の優良事例を含めた国際会議の情報発信。
  - 国際的視野に立ったジェンダー研究・教育の普及。
- 国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化
  - NGO、労働組合、学界等多様な組織との連携の必要性。
  - 企業における男女共同参画促進に向けた公契約の活用。